会議録

会議の名称	第58回西東京市建築審査会
開催日時	令和６年７月18日（木曜日）午後２時から２時50分まで
開催場所	保谷東分庁舎　地下１階会議室１
出席者	【委員】井上会長、杉﨑委員、鈴木委員、原田委員、三沢委員 【特定行政庁】古厩部長、名古屋課長、海老澤係長、鈴木主任、関口主任 【事務局】佐藤主幹、山本係長、長谷川主任
議題	議題１　第57回会議録（案）について 議題２　議案第85号　建築基準法第43条第２項第２号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第86号　建築基準法第43条第２項第２号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題３　その他
会議資料の名称	資料１　第57回会議録（案） 資料２　議案第85号 資料３　議案第86号
傍聴人	なし
記録方法	□全文記録　■発言者の発言内容ごとの要点記録　□会議内容の要点記録

会議内容

○委員
　第58回西東京市建築審査会を開会する。
　まず、議題１　第57回会議録（案）について、説明を求める。
○事務局
　（第57回会議録（案）の説明）
○委員
　第57回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いする。
　（意見なし）
○委員
　それでは、議事終了後に第57回会議録への署名を杉﨑委員にお願いする。
○委員
　次に、議題２　議案第85号について、説明を求める。
○特定行政庁
　（議案第85号の説明）
○委員
　議案第85号について、意見、質問等があれば発言をお願いする。
○委員
　計画敷地の地番に「一部」の表記があるのはなぜか。
○特定行政庁
　隣地の建築物の一部が越境している部分を敷地面積から除外しているためである。
○委員
　隅切り部分が不足している土地について、今後、建築物を計画する場合、角地緩和の適用を受けるために規定の隅切りが必要になるか。
○特定行政庁
　当該道以外に二つの道路に接しているため、当該道側に隅切りを設ける必要はない。

○委員
　計画敷地の東側にある既存の塀は作り替えるのか。
○特定行政庁
　既存の塀を利用する計画である。
○委員
　避難経路にある塀は、子どもが乗り越えられる高さではないので扉が必要であるが、どのような構造か。
○特定行政庁
　扉の構造は把握していないが、建築物の各部分から有効幅員50ｃｍ以上の上空まで解放された空地を確保した状態で扉を設置する計画である。
○委員
　避難経路に係る写真が資料にないので、今後は避難経路が分かるような写真を載せていただきたい。
○特定行政庁
　今後は、現況写真に避難経路の詳細が分かる写真を載せることとする。
○委員
　ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第85号についての質疑を終了する。
　続いて、議案第86号について、説明を求める。
○特定行政庁
　（議案第86号の説明）
○委員
　議案第86号について、意見、質問等があれば発言をお願いする。
○委員
　建築基準法上の道路に接している土地は、未接道地が生じるような分割も可能なのか。
○委員
　分割により生じた未接道地については、市の基準により建築基準法第43条第２項の適用はできない。
○委員
　かなり道路に近い形状の道であるので、位置指定道路にできるよう努めていただきたい。
○委員
　ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第86号についての質疑を終了する。
　続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第85号・・・同意する。
議案第86号・・・同意する。

○委員
　次に、議題３　その他　次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。
○事務局
　次回の建築審査会の開催については、事務局から改めて連絡する。
○委員
　本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。
　これをもって、第58回西東京市建築審査会を終了する。